

平成 30 年度 本部町観光振興基本計画基礎調査業務
公募型プロポーザル募集要項

(目的)

第 1 条 本町では平成 22 年度に策定した「本部町観光振興基本計画」(以下「基本計画」という)は、「海の幸 山の幸 おもてなし『美ら海の町もとぶ』～“もとブランド”の構築へ～」を基本理念に 5 本柱に基づき施策を展開してきた。

基本計画策定時から、インバウンド市場の急速な拡大、本部港における国際旅客船受入等、本町を取り巻く状況が大きく変化しており、基本計画の大幅見直しが必要である。

このため、本業務では現行基本計画の検証、観光動向などの資料収集や現状整理等を通じ、本町の観光振興に関わる課題を整理し、次期基本計画見直しの検討課題を明らかにすることを目的とする。また合わせて庁内検討会議の開催支援を行うものである。

(委託業務の内容)

第 2 条 募集する業務内容は別途「業務仕様書」のとおりとする。

(業務予定額)

第 3 条 5, 410, 800 円(消費税及び地方消費税を含む)ただし、この金額は予定価格ではなく、費用上限額を示すものである。

(業務期間)

第 4 条 契約締結の日から平成 31 年 3 月 22 日(金)までとする。

(参加資格)

第 5 条 当該事業を的確に遂行する能力を有する企業または団体であり、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 号の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成 29・30 年度本部町入札参加資格者名簿に掲載されていること。
- (3) 沖縄県内に本社又は支店、営業所を有すること。
- (3) 社会更正法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(6) 過去 10 年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体が発注した下記の業務の実績（元請けに限る）を有すること。

①同種業務：「観光」に関する調査・検討業務

②類似業務：「まちづくり」に関する調査・検討業務

(7) 本業務については、下記のいずれかの資格登録を行っている管理技術者、主担当技術者を配置するものとする。

①技術士（建設部門：都市及び地方計画）の登録を行っている者

②RCCM（都市計画及び地方計画）の登録を行っている者

（提出書類／スケジュール）

第 6 条 企画募集に関する業務日程は、次のとおりとする。

(1) 企画提案に係る応募申請

①参加意向申出書提出期日／平成 30 年 11 月 15 日（木）17 時まで

②提出方法／所定の様式（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、持参又は配送により提出すること、なお、配送の場合には受取にサインを有するものとする。

(2) 応募に係る質問受け付け及び回答

①質問受付／平成 30 年 11 月 15 日（木）12 時 00 分まで

②提出方法／所定の様式（様式第 2 号）に質問事項を記載の上、E-mail 添付にて質問すること。

E-mail : shokan@town.motobu.okinawa.jp

③最終回答／平成 30 年 11 月 19 日（月）までに質問書の提出者に対して、E-mail にて返信するものとする。質問の回答が参加者へ影響を及ぼすものであると判断した場合には、参加者全員へ回答を行うものとする。

(3) 企画提案書の提出

①企画提案書の提出期日／平成 30 年 11 月 22 日（木）16 時 00 分（必着）

②提出場所／本部町役場 商工観光課 渡久地、玉城、友寄

〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町字東 5 番地

Tel : 0980-47-2700 Fax : 0980-47-4939

③提出方法／持参又は配送にて提出すること、ただし、配送の場合は受取にサインを有するものとする。

④提出書類／提出書類については 7 部（正本 1 部、副本 6 部）とすること。

ア 企画提案書・・・（任意様式）A4 版 3 頁以内とする。

イ 業務実施体制・・・（様式第 3 号）A4 版 1 頁とする。

ウ 業務行程表・・・（任意様式）A4 版 1 頁とする。

エ 業務実績書(1)・・・(様式第4号) A4版1頁とする。

オ 業務実績書(2)・・・(様式第5号) A4版1頁とする。

カ 会社概要・・・・・・・・(任意様式、パンフレット可)

キ 見積書・・・・・・・・(任意様式) 内訳、単価等が明記されていること。

※ 企画提案書等に記載する内容については、10.5ポイント以上の文字を使用し、専門用語を多用せず、審査する者にとって分かりやすい内容とすること。

※会社概要については、企業概要をまとめたもの(A4版1頁)又は企業パンフレットのいずれかを提出するものとする。

(審査方法/日程)

第7条 応募のあった企画提案については、企画提案評価委員会(以下、「評価委員会」という。)を開催し、最も優れた提案を行ったものを候補者として選定する。

(1) 画提案応募申請書の提出が4社以上の場合、一次審査(書類審査)を行い、二次審査(プレゼンテーション審査)への参加者を選定するものとする。

(2) 企画提案募集者が1者の場合は、書類審査及びプレゼンテーションを実施し、業務の実施が可能であると総合的に判断された場合には、当該応募者を候補者とする。

(3) 審査日程は次のとおりとする。

1次審査実施予定日：平成30年11月27日(火)

1次審査結果通知予定日：平成30年11月28日(水)

2次審査実施予定日：平成30年12月3日(月)午後

2次審査会場：本部町役場 2-3会議室

2次審査結果通知予定日：平成30年12月4日(火)

(4) プレゼンテーションの方法

① 発表はプロジェクターとスクリーンを用いてパワーポイントで行う。

② プレゼンテーションに必要な機材、プロジェクターとスクリーンは発注者側で準備する。

③ 発表時間は20分とし、質疑時間を5分とする。会場への入場者は3名以内とする。

④ プレゼンテーションにおいて、追加の配付資料は認めない。

⑤ 発表の順番は当日くじで決める。

(5) 評価委員会は非公開で行い、審査経過及び審査結果に関する問合せには応じない。

(審査基準)

第8条 企画提案の選定にあたり、評価委員会において次に掲げる次項について総合的に勘案し評価を行う。

(1) 企画提案の内容が事業の目的を踏まえ、具体的で明確であること。

- (2) 企画提案の内容が本部町の今後の施策・取組へ反映可能な内容であること。
- (3) 企画提案の内容が実現可能な取組であること。
- (4) 実施内容を踏まえた現実的な作業スケジュールとなっていること。
- (5) 沖縄県外において本業務と同種又は類似する事業を実施した実績・経験を有し、本業務の円滑な履行が期待できる。
- (6) 沖縄県内における同種業務、類似業務の経験を有し、地域特性や観光資源等の地域情報に精通していること。
- (7) 本業務を実施するために必要・適当な技術者配置がなされていること。
- (8) 沖縄県内に常駐する技術者を配置しており、迅速な対応が期待できること。

(契約の締結)

第9条 選定された提案者と仕様書について、企画提案書及び見積書を踏まえた協議を行い、委託契約を締結する。ただし、候補者と委託に関する必要な協議が合意に至らなかった場合には、次順位以降の者と協議し、契約するものとする。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は、本部町契約規則に基づき契約金額の10/100以上を納付し、業務完了検査が終了したのち、契約者の請求を受けて還付する。

(その他留意事項)

第11条 前項までの規定に定めるもののほか、次の事項に留意すること。

- (1) 応募書類などの作成や提出、プレゼンテーション等の出席、その他応募のために要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (3) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (4) 提出する企画提案書は、1事業者あたり1案に限る者とする。
- (5) 応募要領に適合しない応募又は応募書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。